

国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター施設等利用規程

【利用目的】

第1条 国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター（以下「センター」という。）の施設及び備品等（以下「施設等」という。）を次の各号のいずれかに該当する事由により、団体又は個人が利用する場合は、この規程に定めるところによるものとする。

- (1) サンゴ礁の保全に関する調査研究及び普及啓発活動
- (2) 西表石垣国立公園の保護管理に係る活動
- (3) 八重山諸島における自然とのふれあいの推進に係る活動
- (4) 八重山諸島における野生生物の保護管理に係る活動
- (5) 環境保全に関する会議、その他那覇自然環境事務所長（以下「事務所長」という。）がセンターの利用目的として妥当と認めた事由

【資格】

第2条 センターの施設等を利用できる団体又は個人（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 那覇自然環境事務所（以下「事務所」という。）職員及びセンター職員（環境省等に嘱託された職員を含む）
- (2) 前条各号に掲げた活動について、環境省自然環境局（事務所を含む）の委託を受けた者及び当該作業に従事する者
- (3) 前条各号の目的でセンターを利用しようとする者で事務所長が認めた者

【承認】

第3条 センターの施設等の利用者は、あらかじめ別添様式による「センター施設等利用申請書」を石垣自然保護官事務所自然保護官あて提出し、前条第1号から第2号については石垣自然保護官事務所首席自然保護官の、前条第3号については事務所長の承認を得るものとする。

【注意義務】

第4条 センターの施設等の利用者は、当該施設等を適正に利用するとともに、施設等を破損することのないよう注意しなければならない。

【災害の補償】

第5条 センターの施設等の利用中に生じた事故等による災害の補償に関しては、当該利用者の責任において措置するものとする。

【施設等の損傷に対する賠償】

第6条 センターの施設等の利用者が、故意又は過失によりセンターの施設等に損傷を与えたときは、当該利用者がその損傷を賠償しなければならない。ただし、事務所長がやむを得ないと認めたときは、これを減額又は免除できる。

【その他】

第7条 事務所長は、必要と認めたときは、この規程を改正することができる。

【付 則】

本規程は、平成13年6月28日から施行する。

本規程は、平成13年7月11日に一部改正

本規程は、平成20年6月18日に一部改正

本規程は、平成21年7月1日に一部改正